



Frasers ニュースレター6月号へようこそ。夏の静かな期間において以下の興味深い情報をお届けします。

我々は、政府の興味深いイニシアティブを以下の通りご報告します。

- 国有商業銀行の株式化の際に行う戦略的な投資家選定に関する規定。現行銀行、国内及び海外投資家はどうか？
- 土地所有権の新しい証明書に関する法律のレビュー。変更点及び適用時期について
- ベトナム会計監査人の資格に適用される新ルールに関する簡単な説明について
- 保険会社に適用する付加価値税の新規規定。とりわけ、保険商品及びサービスの確定及びそれらの付加価値税、外国投資家及び保税地区の入居企業、外国組織及び個人に提供される保険商品の付加価値税の優遇税制について

今月号のニュースレターは興味深い情報を確信してお届けします。読者から関連課題へのコメント、意見はnewsletter@frasersvn.comという電子メールアドレスまでご送付していただければ、幸いです。

国有商業銀行の株式化：戦略的な投資家の選定

2011年4月22日に、ベトナム国家銀行（SBV）は通達10/2011/TT-NHNN（通達10号）を公布して、国有商業銀行の株式化の際に戦略的な投資家の選定基準を定めました。2011年6月1日から施行される通達10号は以下の通り、同通達の適用対象である主体グループを明らかにしました。

- － 株式化された国有商業銀行
- － 株式化されたが、上場していない国有商業銀行
- － 株式化されかつ上場した国有商業銀行

株式化が完了したが、戦略的なパートナーが選定されていない Vietcombank、（株式化を計画しており、手続を進行している）投資開発銀行（BIDV）（及び承認の段階に入っているその他の銀行）など国有商業銀行については、通達10号は、投資しようとする投資家、とりわけ外国投資家に対して興味深いポイント及び厳しい基準を設定しました。

戦略的なパートナーの選定のための目標と基準

通達10号では、株式化される国有商業銀行の戦略的な株主の選定の目的は、その信頼性、財政能力を持って以下の事項に関して当該銀行をサポートできる投資家を見つけ出すことである。

ニュースレター

2011年6月号



- 総務管理及びリスク管理能力の改善
- 先端技術の活用
- 銀行の商品サービスの開発
- 株式化された国有商業銀行の発展戦略を目指すその他の分野の開発

上記のノウハウ及び能力を持つ投資家は明らかに銀行分野に営業する者であるが、同通達に定めた下記の基準は潜在的な戦略的な株主には厳しい条件です。

通達10号では株式化される国有商業銀行の戦略的な株主が上記の基準に基づいて以下の条件を満足しなければなりません。

- 株式化される国有商業銀行の発展戦略に適した戦略的な利益を持っていること
- 利害衝突がないこと
- 株式化される国有商業銀行とその他金融機関の顧客及び他の投資家にとって独占的又は不公正な競争が存在しないこと。

株式化される国有商業銀行の戦略的な投資家の選定に当たって、「利害衝突」及び「不公正競争」はどのように解釈されるのかは興味深いことである。広義又は狭義な解釈が採用されるかもしれないが、具体例が存在しない場合に決定は重要な役割を果たすはずだ。

その他に、戦略的なパートナーは外国投資家か又は国内投資家によって追加に適用される基準が異なります。外国の戦略的なパートナーは以下の条件を付されます。

- 戦略的な株主を選定する前年度の総資産は200億米ドル以上を保有する外国信用組織又は外国ファイナンス組織であること。
- 海外業務上5年以上の経験を有すること。
- 独立した国際評価機関（例えばMoody, Standard & Poor, Fitch Rating）による評価では経済状況が変更する場合にもファイナンス・コミットメント及び通常の活動を行うための十分な能力があること。
- ベトナムの他の信用機関の戦略的な株主、主要株主又は創設株主ではないこと。
- 上記の分野において株式化される国有商業銀行を支援する書面の誓約をし、株式化される国有商業銀行に対して長期的な誓約をすること。

ニュースレター

2011年6月号



上記の厳しい基準によれば、先頭を立てベトナムに進出された外国銀行は株式化される銀行の戦略的な株主になるのは難しいことです。というのは、利害衝突の禁止規定はこれらの銀行を排除する意味をします。これらの銀行はこの基準に対応するためにそれらのビジネスの一部を廃止せざるを得ないと考えられます。ただし、通達10号は遡及に適用をされないため、上記の条件を適用されない戦略的な利益は存在しています。

国内の戦略的な株主については、厳しい基準も設定されました。具体的に以下の通りです。

- 優良な経験及び管理能力があること。
- 戦略的な株主を選定する前年度の保有資産は裁定3兆ドン（1億5万ドンに相当する）であること。
- 出資できる十分な資本を保有する。すなわち、長期的な投資を除いた自己資本はイコール自己資本と短期資産を短期債務を除いた財産が戦略的な株主として出資金を下回らないこと。
- 戦略的な株主を申し入れた前年度の株主資本利益率（ROE）は15%以上で、資産収益率（ROA）は1%以上で、戦略的な株主を申し入れた年までの三年連続、その税後利益は黒字であること。
- 信用機関に対する不良債務がないこと。
- 戦略的な株主を申し入れたときにベトナムにおける信用組織の戦略的な株主、主要株主、創設株主ではないこと。
- 特定分野において株式化される国有商業銀行を支援することを書面で誓約をすること。
- 購入株式を戦略的な株主となった日、購入日より少なくとも5年以内に譲渡しないこと。
- 株式化される国有商業銀行及びその他の信用機関の顧客及び投資家との利害を衝突し、又は独占或いは不公正競争をもたらす取引を株式化される国有商業銀行と一緒にしないことを書面で誓約すること。

上記の規定、とりわけ、利害衝突及び不公正競争の禁止規定によれば、同様の銀行分野で活動しているベトナム国内銀行が、戦略的な株主の基準を満たすのは難しいと考えられます。この点に関して、通達10号は実際にどのように適用されるのかは興味深いことです。

信用機関である国内の戦略的な株主は、さらに下記の基準を満たさなければならない。

- 国家銀行に定める信用組織の安全活動を保証するための制限を維持確保すること。

ニュースレター

2011年6月号



- 戦略的な株主として申し入れた前年度の資本安全比率（CAR）は10%以上であること。
- 戦略的な株主として申し入れた前年度の不良債権は2%以下であること。

また、信用組織は、戦略的な株式として申し入れた時、株式化される国有商業銀行がその株主又は出資者であってはならない。

戦略的な株主の選定

通達10号では、国有商業銀行はその戦略的な株主の選定基準を具体的に作成します。この基準はこれから株式化される国有商業銀行にはその株式化提案に、株式化された国有商業銀行には戦略的な株主の選定計画に取り入れなければならない。

留意すべきことは、株式化された国有商業銀行がこの提案又は計画が承認のために首相に提出しなければならない、また戦略的な株主の選定基準を首相に承認された後に始めて利用することができます。

土地使用権証明書に関する新しい規定

2010年10月22日に、天然資源環境省（MONRE）は、通達20/2010/TT-BTNMT号（通達20号）を公布して、土地使用権、家屋及び土地に定着する財産に所有権証明書（証明書）に関する追加的なガイドランを定めました。通達20号は2010年12月10日に施行され、2009年10月21日付の通達17/2009/TT-BTNMT号（通達17号）の一部の条項を改正しました。証明書の発行、訂正の手続を定める補足追加的な規定は、また土地分野における行政手続に関する複数の事項を改正した2011年5月20日付の通達16/2011/TT-BTNMT号（通達16号）においても定められました。

このニュースレターに記載している証明書は、土地、家屋及び建設報を改正した2009年6月19日付の法律38/2009/QH12号（法律38号）に定める証明書です。

簡単に言えば、法律38号は、土地使用権、家屋及び他の土地定着財産の所有権の証明書に関して定めるものです。天然資源環境省は、全国に統一した証明書の書式を定めました。ただし、この書式の誕生によって以前に発行された証明書はその適法性を失うことはありません。従って、以前に発行された土地使用権の証明書、家屋所有権の証明書、家屋所有権及び土地使用権の証明書、施設所有権の証明書は、そのまま法的な価値を持って、新規書式によって取り代わる必要がありません（発行された者は新規書式で再発行を求める場合を除く）。

上記の二つの通達はとりわけ以下の規制を定めました。

ニュースレター 2011年6月号



証明書の追加ページ

通達20号では、土地使用権、家屋及び土地定着財産の所有権の抵当設定、抵当削除、工業団地、ハイテクパーク及び経済区のインフラ開発業者による土地転貸契約又は家屋賃貸契約或いはその解約などの情報を記載するためのページを発行済みの証明書に追加する必要があります。

通達20号の公布前に、これらの変更情報はすべて証明書の4頁に記載されました。ただし、ベトナム経済の迅速な発展に伴って、1頁だけでは、土地面積、家屋面積、土地使用目的、土地使用期間、地区番号、図面番号、国へ納付する土地使用料の支払状況などすべての変更情報を十分記載できません。従って、追加ページは証明書をつけることができます。これらのページは番号を付けられ、4頁との間に折印を押されます。また、「この証明書には、…ページを追加されます」という文言は証明書4頁に記載され、そして追加頁数は証明書の注記欄に記載されます。

通達20号では、証明書に記載した情報の変更がすべて決まった書式で記載され、追加各頁は証明書の分離できない一部です。従って、土地、家屋及び土地定着の財産の状況及びその所有権者の所有権を検討する際にこれらの追加頁を認識する必要があります。

通達20号の公布前に発行された証明書には、追加頁が土地使用者の要求によって使われます。従って、証明書の所有者は、上記の関係情報の変更を反映するために新しい証明書の発行を申請するか又は追加頁を付する改正証明書を使うことができます。

共有及び単独所有の財産について

上記の書式では、共有及び単独所有の財産については異なる扱いを定めます。証明書の所有者はその土地定着財産の一部を私有で、残りは共有財産である場合は、それらの情報を証明書に明記しなければならない。共有及び私有の情報を明記する必要があるため、この規定はとりわけ住宅ビルのアパートを所有する場合に重要なものです。この規定の結果、過去の証明書に比べて、今後の証明書にはより詳細な情報記載されることとなります。

土地定着財産の調査、地面の作成

通達20号は証明書の更新、土地の使用権又は土地定着財産の所有権の変更に関する手続の詳細も定めました。すなわち、土地又は土地定着財産の再度調査又は地面の書き直しは、以下の場合に限って求められます。

- 発行された証明書に記載された土地定着財産の一部の所有権を譲渡する場合
- 土地定着財産を追加して確認を求め又は発行された証明書に記載された土地定着財産の位置、境界線、面積の変更を求める場合

ニュースレター 2011年6号



証明書発行の書類申請及び証明書発行後の変更登録

土地所有権、家屋及び土地定着財産の証明書の発行については、通達20号及び通達16号は共に、2009年10月19日付政令88/2009/ND-CP号（政令88号）及び通達17号に関する詳細なガイドラインを定めました。法律38号及び通達17号を施行するために、通達20号及び通達16号は、この複雑な分野を取り扱う詳細な規定を定めようとしていました。通達20号及び通達16号は、以下の事項を定めました。それは、証明書発行の申請書類として求められる書類及び求められない書類、証明書の発行後の情報変更の登録、当局による書類審査の期間などです。

また、通達20号では、2004年7月1日の前に国家から交付され又は賃貸借しているが、いかなる証明書も受けていない土地所有権者は、証明書の発行のために申請書を提出する必要があります。ただし、2004年7月1日以降に国家から交付又は賃貸借している土地所有権者は新しい証明書の発行を申請する必要がありません。その代わりに、証明書の発行及び土地調査情報の更新・変更の登録手続は土地交付又は賃貸借手続に融合されます。

会計監査人の資格に関する新しい規制

経済発展に伴って数多くの企業が設立された結果、弁護士（当然）、会計人、及び会計監査人などから提供される専門サービスの需要が増加しています。ただし、適切なレベルのある専門家が不足しており、経済活動の拡大が困難になります。そこで、ファイナンス専門家としての資格を確保し、国際通例に見合う専門資格を取り組もうとして、ベトナム政府は会計監査人の資格を政令105/2004/ND-CP（政令105号）を改正した2011年2月22日付政令16/2011/ND-CP号（政令16号）で定めました。

政令105号に定められた規制では、会計監査人の資格を得るために、候補者は会計/監査又は経済/財務/銀行のいずれかの専門分野において学士号を持つ必要があります。この規定は上記の分野において修士号又は博士号を持っているが、学士号を持っていない候補者を排除します。

政令16号では、資格のある会計監査人は経済/財務/銀行又は会計/監査のいずれかの分野において学士号又は大学院の卒業資格を求められました。その結果、政令16号は資格のある会計監査人グループに参加する可能な候補者を広げました。

また、政令105号と異なり、政令16号は、会計監査人の資格に求められる最小限度の勤務経験も明示しました。特に、会計監査人は、5年以上財務及び会計において勤務する経験がある又は大学卒業証明書に記載した年から会計監査人の検定試験を受験した年まで4年以上会計監査会社において会計監査のアシスタントとして勤務する経験があると求められました。この規定は、現在大学又はその他の教育機関に通学しながら勤務している経験を無視します。

ニュースレター

2011年6月号



保険ビジネスに課税する新しい規定について

2010年11月24日に、2000年12月9日付保険事業Law 24/2000/QH10号を改正したLaw 61/2010/QH12（法律61号）を制定されました。法律61号に従って財政省は2011年1月21日に付加価値税（VAT）に関して通達09/2011/TT-BTC（通達9号）を公布して、法律61号に従って保険ビジネスに課した税制を改正しました。通達9号は2005年12月13日付財政省通達111/2005/TT-BTC号（通達111号）を代替して、2011年3月9日に施行されます。

VATを課されるサービス

政令9号では、VATは以下の場合に課されます。すなわち、損害保険及び損害保険のコンサルタント、仲介サービス、鑑定代理人、賠償鑑定代理人、第三者の賠償請求代理人、保険分野にビジネスを行う企業の活動において生じて、付加価値税の法律により付加価値税の課税対象であるサービス、商品、生命保険、健康保険、生命保険に含まれる災害保険、学生保険、船員災害保険、人間の災害保険（災害保険、生命保険及び入院を含める）旅客の災害保険、観光客保険、運転集、車掌及び乗客の災害保険、出産停止者の保険、手術入院の補助保険、個人生命保険、電気使用者保険、労働者賠償保険、人間に関連する保険、介護保険、家畜保険、植物保険、及びその他の農業保険、再保険、保険代理の教育、コントラクター又はサブコントラクターがベトナム排他的な経済水域、又はベトナムと隣接海岸を有する国家又は対面国家が共同開発制度を合意した重なる水域で事業を行うためにレンタルした石油ガスの施設設備保険、外国国籍石油船の保険です。

通達9号は、通達111号に比べて、損害保険コンサルタント及び仲介サービスをVAT課税サービスとして決めました。さらに、VAT非課税サービスについては、通達9号は、とりわけ、再保険、保険代理教育サービスを定め、国際輸送車両によって提供される保険サービスを排除しました。

誰がVATを納税すべきなのか？

通達111号と同様、VAT納税者は、保険会社、保険仲介会社、及び上記のVATを課税されるサービス・商品を提供する保険組織です。ただし、他のビジネスと同様に、これらの費用のすべては消費者にシフトされます。

税率、課税価格、投資家に対する優遇税制

課税価格に関する規定は変わりません。従って、付加価値税の課税価格はVAT前の保険料です。これは、保険会社がサービス料金の他、料金として加算することができる料金で、国家に納付すべき手数料を除いた金額です。代理サービスには、付加価値税の課税価格はVAT前の報酬又はコミッション（代理へ支払う料金を控除する前）です。保険仲介サービスには、付加価値税の課税価格はVAT前のコミッションで、関連する保険会社から収集された保険仲介コミッション差引額（該当の場合）を除いた金額です。

ニュースレター

2011年8月号



ただし、通達111号と異なり、通達9号は、保税区の入居企業又は外国組織、個人に対して提供する保健サービス、保険仲介サービス、鑑定代理服务、賠償審査代理服务、第三者求償の請求代理服务、賠償貨物の処理代理服务 には0%の付加価値税が適用されます。また、VAT税を課税される上記の保険サービスを除いた保険事業サービスは10%税率を適用されます。